

## 誓約書

一般社団法人東昭自治会が管理する分譲地内において、商業施設を営業するに際して以下の内容を取り決め、遵守することを誓います。

尚、違反行為があった場合には、商業施設の営業を停止することを誓約書として提出致します。

### 1. 所有者は貸別荘等を貸与する場合は以下の内容を遵守させること。

(施設)

1) 道路上には期間の長短に関わらず、自動車・生活資材・テント・仮設物・案内看板等を置かないものとする。やむを得ず工事車両を置く時は、自治会に届出をするものとする。

(敷地)

1) 環境保全のためいかなる雑排水・汚水も、側溝・水路・道路に流さないものとする。

2) 所有地及び所有建物内において、水質、その他の汚染をまねく薬剤等の使用をしないものとする。

3) 別荘地内で原則として焚火をしないものとし、やむを得ない場合でも、消防署並びに自治会に連絡をし、且つ消火に必要な措置をとったうえでそれを行うものとする。

4) 暖炉およびストーブ等から出た「消し炭・灰」は十分に消火したことを確認し、別荘地内に埋設するなどして処分し、放置はしないものとする。

5) 火災が発生した時は、消防署並びに自治会へ連絡をするものとする。

(防 犯)

- 1) 挙動不審と思える者を発見した時は、直ちに自治会、又は警察へ連絡する。
- 2) 危険物や、臭いを発する物の持ち込みをしない。又、それらしい物を見たり聞いた  
りした場合は自治会へ連絡する。
- 3) 人に危害を及ぼす動物の持ち込みや飼育、放し飼いをしない。

(騒 音・臭気)

- 1) 周囲に迷惑となる奇声・物音・排気音・臭気等を発しないものとする。ステレオ・カ  
ラオケ等大音量を発生する器機を設置する場合は、建物の構造は防音構造とす  
る。また、別荘地内での打ち上げ花火等は厳禁とする。  
尚、近隣に不快な臭気をまき散らす行為、または苦情が出ないように対策を行う  
こと。
- 2) 窓を開け放したまま、あるいは外部にラジオ等を持ち出して音を発してはならない。
- 3) 一定の時間内(夕方から早朝まで)は小音量でも外部への音漏れに気を付けるも  
のとする。
- 4) 夜間における分譲地内の車輛の通行には騒音等を配慮して運行すること。

(ゴミ等不要物)

- 1) 家庭用ゴミは那須町、那須塩原市及び、管理者が掲示する分別方法により定め  
られた場所と 時間に出すものとする。
- 2) 粗大ゴミは敷地内に放置、又は外部に投棄しないものとする。
- 3) 環境衛生上、犬の糞・ゴミを道路上に放置しないものとする。

以上

令和 年 月 日

氏名 印

## 管理規約抜粋(参考)

(社員の禁止行為)

### 第11条

1. 当法人の分譲地内において、社員は当法人の（書面による承諾を含む）承諾が無ければ次に掲げる行為をしてはならない。

①商業、その他の営業、事業を営むこと。

・営業目的とする場合は事前に当会と打合せをすること。

但し、施設、営業品目が当分譲地の自然との調和を破壊しない限り当法人の承諾書を得て営む事ができる。

②温泉を目的とするボーリングを行う事。

③土石、樹木を地域外に搬出すること。

・土地販売、建物建設に対しては、事前に当会の承諾を受ける事。

④共用部分を改変する事。

⑤ケージやリードなど必要な道具を使用せずに他の居住者の迷惑となる動物を飼育する事

⑥大型車の通行は禁止

・工事業者は、当法人の工事施工心得・誓約書を遵守すること。

⑦池、その他水道水を放流する施設は禁止する。

⑧太陽光発電設備その他居住用建物以外の建物の建築や動産の設置をする事。  
(個人住宅用太陽光発電設備は可とする)

2. 当法人の分譲地内において社員はいかなる理由があっても、次に掲げる行為をしてはならない。

・分譲地内の風紀や居住環境を乱す行為。

3. 社員が本規約に定める禁止行為を行ったことにより、当法人や他社員に損害を与え

た場合は、当該の社員には損害を受けた当法人や他社員に対し、弁護士費用その他 経費を含む一切の損害賠償をする。